電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

＜団体情報＞

委員会	TC121・SC23E 国内対応委員会
事務局	一般社団法人 日本電機工業会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 8211（2020）＋追補1（2021）
対応国際規格番号（版）	IEC 60898-1　Ed.2.0 :2015
規格タイトル	住宅及び類似設備用配線用遮断器
適用範囲に含まれる主な電気用品名	配線用遮断器
廃止する基準及び有効期間	－

＜審議中に問題となったこと＞

このJISは，電気事業法に基づく電気設備の技術基準の解釈の第218条の規定に基づく配線用遮断器と、同218条並びに219条を除く規定に基づく配線用遮断器とを附属書で区分し、前者を附属書1とし、後者を附属書2として、構成している。

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概　要	理　由
1	対地電圧300V以下を追加。	電気設備技術基準による。(IECでは対地電圧を規定していない)
1	定格電流を150A以下に変更。	住宅用分電盤JIS C 8328に整合。(IECでは125A以下と規定している)
4.2	3極2素子配線用遮断器を追加。	日本の配線システム上、単相3相線式(3極2素子)が必要。(IECでは分類にない)
4.6	タイプJ遮断器を追加。	従来JIS対応の分類として追加。(IECではB,C,Dで規定)
7.4	標準使用条件の相対湿度を85%以下に変更。	国内の環境を反映。(IECでは50%以下と規定)
附属書2	附属書2として対応国際規格の箇条8及び箇条9を考慮した規定を追加した。	対応国際規格の箇条8と箇条9とに対して，我が国の製品実態を考慮した。

＜主な改正点＞

新規定案につき、該当なし。

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	附属書1及び附属書2箇条8	8.1 機械的設計 遮断器は，通常の使用状態でその使用が使用者又は周りに対して安全であり，かつ，危険を及ぼさない設計及び構造とする。 8.2 感電保護 遮断器は，通常の使用状態に取り付けて配線したとき，充電部に接近可能でないように設計しなければならない。	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	附属書1及び附属書2箇条8	8.1 機械的設計 遮断器は，通常の使用状態でその使用が使用者又は周りに対して安全であり，かつ，危険を及ぼさない設計及び構造とする。 8.2 感電の保護 遮断器は，通常の使用状態に取り付けて配線したとき，充電部に接近可能でないように設計しなければならない。 8.6 自動動作 遮断器の引外し特性は，不要動作をすることなく回路を適切に保護するものでなければならない。 遮断器の時間－電流特性（引外し特性）の領域は，附	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					属書1表7及び附属書2表7bに規定する。 8.7 機械的及び電気的耐久性能 遮断器は，定格電流を通電して，機械的及び電気的に十分な操作回数を遂行できなければならない。	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	附属書1及び附属書2箇条8	8.3 耐電圧性能及び断路能力 遮断器は，適切な耐電圧性能をもち，断路機能を確保しなければならない。 8.6 自動動作 遮断器の引外し特性は，不要動作をすることなく回路を適切に保護するものでなければならない。 遮断器の時間－電流特性（引外し特性）の領域は，附属書1表7及び附属書2表7bに規定する。 8.8 短絡電流における性能 遮断器は，短絡動作の間に操作者を危険にさらすことなく，かつ，充電された導電部間又は充電された導電部と大地との間でフラッシオーバを生じることなく，規定回数の短絡電流遮断を行えなければならない。	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付	■該当 □非該当	箇条6	6 表示及び他の製品情報 遮断器には，容易に消えない方法で，6項に規定する事項を表示する。	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。				
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	附属書 1 及び附属書2 箇条8	8.1 機械的設計 遮断器は，通常の使用状態でその使用が使用者は周りに対して安全であり，かつ，危険を及ぼさない設計及び構造とする。 8.4 温度上昇 遮断器の各部の温度上昇限度は，附属書1 表6 及び附属書2 表 6b に規定する。9.8.2 に規定する条件の下での測定値は，附属書1 表6 及び附属書2 表 6b に規定する値を超えてはならない。 8.5 連続通電責務 遮断器は，長期間の使用後でも確実に動作しなければならない。 8.7 機械的及び電気的耐久性能 遮断器は，定格電流を通電して，機械的及び電気的に十分な操作回数を遂行できなければならない。 8.10 耐熱性 遮断器は，熱に対して十分に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え	■該当 □非該当	箇条1,6,7 附属書 1 及	1. 適用範囲 この規格は，周波数50 Hz，60 Hz 又は50 Hz／60 Hz	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	安全設計	るおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。		び附属書2 箇条8	の交流440 V以下（線間）又は交流300 V以下（対地間），定格電流が150 A以下，定格短絡遮断容量が25 kA以下の気中で遮断する交流の配線用遮断器について規定する。 6 表示及び他の製品情報 遮断器には，容易に消えない方法で，6 項に規定する事項を表示する。 7. 標準使用条件 この規格に適合する遮断器は，7 項に規定するすべての標準使用条件で使用しなければならない。(周囲温度範囲、標高、雰囲気、取付条件、汚損度) 8.1 機械的設計 遮断器は，通常の使用状態でその使用が使用者又は周りに対して安全であり，かつ，危険を及ぼさない設計及び構造とする。 8.2 感電の保護 遮断器は，通常の使用状態に取り付けて配線したとき，充電部に接近可能でないように設計しなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	附属書 1 及び附属書2 箇条8	8.3 耐電圧性能及び断路能力 遮断器は，適切な耐電圧性能をもち，断路機能を確保しなければならない。	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					8.4 温度上昇 遮断器の各部の温度上昇限度は，附属書1表6及び附属書2表6bに規定する。9.8.2に規定する条件の下での測定値は，附属書1表6及び附属書2表6bに規定する値を超えてはならない。 8.6 自動動作 遮断器の引外し特性は，不要動作をすることなく回路を適切に保護するものでなければならない。 遮断器の時間－電流特性（引外し特性）の領域は，附属書1表7及び附属書2表7bに規定する。 8.8 短絡電流における性能 遮断器は，短絡動作の間に操作者を危険にさらすことなく，かつ，充電された導電部間又は充電された導電部と大地との間でフラッシオーバを生じることなく，規定回数の短絡電流遮断を行えなければならない。 8.10 耐熱性 遮断器は，熱に対して十分に耐えなければならない。	
第七条第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	附属書1及び附属書2箇条8	8.1 機械的設計 遮断器は，通常の使用状態でその使用が使用者又は周りに対して安全であり，かつ，危険を及ぼさない設計	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。			及び構造とする。 8.2 感電保護 遮断器は，通常の使用状態に取り付けて配線したとき，充電部に接近可能でないように設計しなければならない。 8.3 耐電圧性能及び断路能力 遮断器は，適切な耐電圧性能をもち，断路機能を確保しなければならない。 8.6 自動動作 遮断器の引外し特性は，不要動作をすることなく回路を適切に保護するものでなければならない。 遮断器の時間－電流特性（引外し特性）の領域は，附属書1表7及び附属書2表7bに規定する。 8.8 短絡電流における性能 遮断器は，短絡動作の間に操作者を危険にさらすことなく，かつ，充電された導電部間又は充電された導電部と大地との間でフラッシオーバを生じることなく，規定回数の短絡電流遮断を行えなければならない。	
第七条第2項	感電に対する保護	二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	附属書1及び附属書2箇条8	8.1 機械的設計 遮断器は，通常の使用状態でその使用が使用者又は周りに対して安全であり，かつ，危険を及ぼさない設計	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					及び構造とする。 8.2 感電保護 遮断器は，通常の使用状態に取り付けて配線したとき，充電部に接近可能でないように設計しなければならない。 8.3 耐電圧性能及び断路能力 遮断器は，適切な耐電圧性能をもち，断路機能を確保しなければならない。 8.6 自動動作 遮断器の引外し特性は，不要動作をすることなく回路を適切に保護するものでなければならない。 遮断器の時間－電流特性（引外し特性）の領域は，附属書1表7及び附属書2表7bに規定する。 8.8 短絡電流における性能 遮断器は，短絡動作の間に操作者を危険にさらすことなく，かつ，充電された導電部間又は充電された導電部と大地との間でフラッシオーバを生じることなく，規定回数の短絡電流遮断を行えなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条8	8.1 機械的設計 遮断器は，通常の使用状態でその使用が使用者又は周りに対して安全であり，かつ，危険を及ぼさない設計	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					及び構造とする。 8.2 感電保護 遮断器は，通常の使用状態に取り付けて配線したとき，充電部に接近可能でないように設計しなければならない。 8.3 耐電圧性能及び断路能力 遮断器は，適切な耐電圧性能をもち，断路機能を確保しなければならない。 8.6 自動動作 遮断器の引外し特性は，不要動作をすることなく回路を適切に保護するものでなければならない。 遮断器の時間－電流特性（引外し特性）の領域は，附属書 1 表 7 及び附属書 2 表 7b に規定する。 8.8 短絡電流における性能 遮断器は，短絡動作の間に操作者を危険にさらすことなく，かつ，充電された導電部間又は充電された導電部と大地との間でフラッシオーバを生じることなく，規定回数の短絡電流遮断を行えなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の	■該当 □非該当	附属書 1 及び附属書 2 箇条 8	8.4 温度上昇 遮断器の各部の温度上昇限度は，附属書 1 表 6 及び附属書 2 表 6b に規定する。9.8.2 に規定する条件の下で	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		使用その他の措置が講じられるものとする。			の測定値は，附属書 1 表 6 及び附属書 2 表 6b に規定する値を超えてはならない。 8.10 耐熱性 遮断器は，熱に対して十分に耐えなければならない。 8.11 異常加熱及び火災に対する耐性 （附属書 1）遮断器の絶縁材料でできた外郭部分は，その近傍の通電部分が事故又は過負荷状態によって高温に達しても，発火したり，火が広がったりしてはならない。 (附属書 2) 本体に栓刃を有し、電源に直接接続するものにあっては、**9.15** に適合すること。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	附属書 1 及び附属書 2 箇条 8	8.1 機械的設計 遮断器は，通常の使用状態でその使用が使用者又は周りに対して安全であり，かつ，危険を及ぼさない設計及び構造とする。 8.4 温度上昇 遮断器の各部の温度上昇限度は，附属書 1 表 6 及び附属書 2 表 6b に規定する。9.8.2 に規定する条件の下での測定値は，附属書 1 表 6 及び附属書 2 表 6b に規定する値を超えてはならない。	
第 十 一	機械的危険源に	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転	■該当	附属書 1 及	8.1 機械的設計	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第1項	よる危害の防止	倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	□非該当	び附属書2 附属書 1 及び附属書2 箇条8	遮断器は，通常の使用状態でその使用が使用者又は周りに対して安全であり，かつ，危険を及ぼさない設計及び構造とする。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	２　電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	附属書 1 及び附属書2 箇条8	8.1 機械的設計 遮断器は，通常の使用状態でその使用が使用者又は周りに対して安全であり，かつ，危険を及ぼさない設計及び構造とする。 8.7 機械的及び電気的耐久性能 遮断器は，定格電流を通電して，機械的及び電気的に十分な操作回数を遂行できなければならない。 8.9 機械的衝撃及び打撃に対する耐性 遮断器は，取付及び使用中に受けるストレスに耐えるだけの機械的性能をもっていなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—		通常、配線用遮断器は、化学物質が流出又は溶出することはない。更に、容易に触れることのできない盤内に設置される。

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	—	この規格では規定しない。	人体に影響を及ぼすほどのレベルでは発生しない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条6 附属書 1 及び附属書2 箇条8	6 表示及び他の製品情報 遮断器には，容易に消えない方法で，6 項に規定する事項を表示する。 8.1 機械的設計 遮断器は，通常の使用状態でその使用が使用者又は周りに対して安全であり，かつ，危険を及ぼさない設計及び構造とする。 8.2 感電保護 遮断器は，通常の使用状態に取り付けて配線したとき，充電部に接近可能でないように設計しなければならない。 8.4 温度上昇 遮断器の各部の温度上昇限度は，附属書 1 表 6 及び附属書 2 表 6b に規定する。9.8.2 に規定する条件の下での測定値は，附属書 1 表 6 及び附属書 2 表 6b に規定する値を超えてはならない。 8.5 連続通電責務	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					遮断器は，長期間の使用後でも確実に動作しなければならない。 8.6 自動動作 遮断器の引外し特性は，不要動作をすることなく回路を適切に保護するものでなければならない。 遮断器の時間－電流特性（引外し特性）の領域は，附属書1表7及び附属書2表7bに規定する。 8.8 短絡電流における性能 遮断器は，短絡動作の間に操作者を危険にさらすことなく，かつ，充電された導電部間又は充電された導電部と大地との間でフラッシオーバを生じることなく，規定回数の短絡電流遮断を行えなければならない。 8.10 耐熱性 遮断器は，熱に対して十分に耐えなければならない。 8.12 耐食性 遮断器は，鋼鉄の部分はさびに対して適切な保護をしなくてはならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	附属書1及び附属書2箇条8	8.1.2 機構 引き外し自由機能は，**9.10.3**の試験で判定する。	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	附属書 1 及び附属書2 箇条8	8.1.2 機構 引き外し自由機能は，**9.10.3** の試験で判定する。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	附属書 1 及び附属書2 箇条8	8.6.3A 越流性能 定格電圧 100 V 又は 100/200 V で定格電流が 50 A 以下で，タイプ J の遮断器並びにタイプ B，タイプ C 及びタイプ D の遮断器で越流性能を表示する場合の越流試験は，越流を自動的に開路することなく，かつ，接点の溶着があってはならない。	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	附属書 1 及び附属書2 箇条8	8.1 機械的設計 遮断器は，通常の使用状態でその使用が使用者又は周りに対して安全であり，かつ，危険を及ぼさない設計及び構造とする。 8.6 自動動作 遮断器の引外し特性は，不要動作をすることなく回路を適切に保護するものでなければならない。 遮断器の時間－電流特性（引外し特性）の領域は，附属書1 表7 及び附属書2 表7b に規定する。 8.8 短絡電流における性能 遮断器は，短絡動作の間に操作者を危険にさらすことなく，かつ，充電された導電部間又は充電された導電部と大地との間でフラッシオーバを生じることなく，規定回数の短絡電流遮断を行えなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当	—		この規格は配線用遮断器に関する規格であるため，技術基準上の「安全機能」はあくまでも過電流保護となるが，過

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						電流保護機能については，電子回路は用いられないので，イミュニティ試験は非該当。 なお，第 18 条においては、安全機能とならない機能（単 3 中性線欠相保護機能）で電子回路を用いることはあり，それによりノイズが発生することがあるため、該当。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	附属書 1 及び附属書 2 箇条 8	**8.13A　雑音の強さ** 定格電圧が 300 V 以下で，定格電流が 100 A 以下の遮断器は，**JIS C 8300** の**附属書 O** の要求事項を満たさなければならない。	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によ	■該当 □非該当	箇条 6	6 表示及び他の製品情報 遮断器には，容易に消えない方法で，6 項に規定する	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		るものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。			事項を表示する。	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	—		当該製品は長期使用製品安全表示規制の対象外であるため、非該当。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間	□該当 ■非該当	—		当該製品は長期使用製品安全表示規制の対象外であるため、非該当。

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	—		当該製品は長期使用製品安全表示規制の対象外であるため、非該当。
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある	□該当 ■非該当	—		当該製品は長期使用製品安全表示規制の対象外であるため、非該当。

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		旨				